平成２２年（フ）第５４号
青森県八戸市白銀３丁目12番地７　荒川アパート101号室、前住所青森県八戸市大字売市字右水門下５番地５
債務者　佐々木　優
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
青森県八戸市類家３丁目５番９号　福島荘203号、住民票上の住所青森県八戸市類家３丁目５番９号　福島荘201
債務者　藤嶋　茂男
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
埼玉県蓮田市大字高虫1150番地の21
債務者　狩野　武源
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
埼玉県蓮田市大字高虫1150番地の21
債務者　狩野　富子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８号
千葉県君津市大和田３丁目４番地１　20
債務者　天笠　房子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１０９号
愛知県知立市昭和９丁目４番地　知立団地10棟103号
債務者　森　　實
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
愛知県岡崎市中島町字カラムシ１番地１　ネオシティ岡崎南205
債務者　長沢　幸治
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
愛知県幡豆郡一色町大字大塚字長池29番地１
債務者　ＳＫテックこと　倉内　重継
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
愛知県岡崎市六名本町３番地５　アマンドエクセル501
債務者　村上　典謙
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
愛知県知立市桜木町桜木79番地　桜木ハイツ301号
債務者　糟谷　廣司
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４３８号
岡山県倉敷市茶屋町424番地11
債務者　岡内　政義（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
岡山県倉敷市玉島長尾31番地６
債務者　加瀬野達也
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
岡山県笠岡市富岡91番地８
債務者　村山　英治
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
岡山県倉敷市真備町市場4605番地４
債務者　川又　宏之
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
岡山県倉敷市真備町箭田4153番地11
債務者　能勢　康博
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
岡山県倉敷市真備町箭田4153番地11
債務者　能勢恵美子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
岡山県倉敷市真備町箭田4153番地11
債務者　能勢　彰弘
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
岡山県倉敷市玉島黒崎4562番地
債務者　田中美智代
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係